

<参考資料> 政教一致論について

<歴代の内閣法制局長官らも明言・・・「学会と公明党は政教一致ではない」>

学会と公明党の関係が“政教一致”でないことは、憲法20条の「政教分離の原則」に照らしても明々白々である。そもそも日本国憲法の制定当時(1946年(昭和21年))、金森徳次郎大臣(憲法担当)が“20条は、宗教団体の政治活動を禁止する規定ではない”と明言している。また、政府における「憲法の番人」である歴代内閣法制局長官も、学会と公明党の関係について、国会で明確に答弁している。これが戦後一貫して変わらぬ憲法解釈である。

「政教分離」は宗教団体の政治活動を禁止しない

金森徳次郎大臣(1946年(昭和21年)7月16日)

宗教団体と国政担当者は別個の存在なので違憲ではない

大出峻郎長官(1995年(平成7年)11月)

宗教団体の支援する政党が政権に入っても違憲ではない

大森政輔長官(1999年(平成11年)7月)

宗教団体と密接な関係にある政党の議員が国政を担当しても問題ない

津野修長官(1999年(平成11年)12月)